

# 平成27年度 行政区長紹介

4月28日に行政区長会議が開催され、行政区長へ委嘱状が交付されました。皆さんと行政を結ぶパイプ役を担っていただく行政区長をご紹介します。

**■上双珠別** 伊藤 清七 さん  
**■下双珠別** 植田 知裕 さん  
**■中央第二** 鈴木 雅士 さん  
**■宮下** 熊崎 幸雄 さん  
**■本通** 長谷川 耿聰さん  
**■千歳** 児玉 眞澄 さん  
**■高台** 藤本 重克 さん  
**■美園** 森 喜代美さん  
**■占冠第一** 橋 英昭 さん  
**■占冠市街** 山崎 正紀 さん  
**■上トママ第一** 江頭 謙一郎さん  
**■上トママ第二** 安居 明美 さん  
**■中トママ** 伊藤 修 さん  
 一年間よろしく  
 お願いします

## 広げよう

## 地域に根ざした思いやり

### 地域の身近な相談相手 民生委員児童委員 をご紹介します。



民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。

- 【在宅生活に関すること】
- 毎日の介護で困っていること
  - 福祉サービスの利用に関すること（ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど）
  - 介護保険制度に関すること
  - 施設利用に関すること（小規模多機能施設など）

■占冠村民生委員児童委員

大沼八恵子さん（占冠市街）  
 児玉 仁子さん（千歳）  
 岩淵 敏雄さん（宮下）  
 熊崎 幸雄さん（宮下）  
 熊崎 正さん（双珠別）  
 満永 憲昭さん（上トママ）  
 ※（ ）内は住所

個人の秘密は守ります。

#### 【家族関係のこと】

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること（職業や年金など）
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること

■主任児童委員

江頭 恵美さん（上トママ）  
 長瀬 明美さん（千歳）  
 ※（ ）内は住所  
 ◎子どものことを専門に担当し活動します

#### 【育児・教育のこと】

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気づいたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること

#### ■問い合わせ

保健福祉課社会福祉担当  
 電話 56・2122

平成27年度

# 勤労者生活資金貸付金・季節労働者生活資金貸付金 制度のお知らせ

占冠村では、村内に働く勤労者及び季節的に雇用される方（以下「季節労働者」という。）の生活安定を図ることを目的として、北海道労働金庫富良野支店（以下「労働金庫」という。）による生活資金及び教育資金の貸付けを行っています。

※季節労働者～雇用保険法に基づく短期雇用特例被保険者で特例一時金受給者の方

貸付けを希望される方は、労働金庫（電話23-6000）または役場企画商工課商工観光担当（電話56-2124）までご相談ください。

## 勤労者生活資金貸付金制度の概要

貸付の対象者 (右記の要件全てに該当する方)	①村内に住所を有している方 ②村内の事業所等に勤務している方 ③現在の事業所に1年以上勤務し、今後も引き続きその事業所等に勤務する方
貸付限度額	【生活資金】50万円以内      【教育資金】100万円以内
貸付利率	【生活資金】年利2.81%      【教育資金】年利2.39%
償還期間	【生活資金】7年以内      【教育資金】10年以内
償還方法	原則として月賦均等償還
信用保証、担保等	労働金庫の定めによります。
利子補給	返済が約定どおりに履行されている場合、村は、所定の貸付利率及び信用保証料率の合計額から1%を控除した率に相当する額を交付します。
申込手続・結果通知	①申込者は、労働金庫に借入申込書を提出します。 ②労働金庫は、所定の調査及び審査を行い、貸付の可否を決定します。 ③審査結果（貸付の可否）を申込者へ通知します。

## 季節労働者生活資金貸付金制度の概要

貸付の対象者 (右記の要件全てに該当する方)	①村内に住所を有している方 ②就労する意志があるが、当面就労する機会がない方 ③貸付金の償還能力があると認められる方
貸付限度額	30万円（1世帯を原則とする）
貸付利率	【生活資金】年利3.31%      【教育資金】年利2.81%
償還期間	11か月以内
償還方法	一括償還又は月割償還（ただし、1～5か月までは償還を据え置くことができます）
保証人	別に定める条件により、連帯保証人が必要です。
利子補給	返済が約定どおりに履行されている場合、村は、所定の貸付利率から2%を控除した率に相当する額を交付します。
申込手続・結果通知	①申込者は、労働金庫に借入申込書を提出します。 ②労働金庫は、所定の調査及び審査を行い、貸付の可否を決定します。 ③審査結果（貸付の可否）を申込者へ通知します。